

審査基準表
(環境配慮型県庁立体駐車場整備事業)

評価項目	評価内容	評価点		
		配点 (満点)	倍率	小計
(1) 企業評価	企業の技術力に対する内容	5	1	15
	過去の実績に対する内容	5	1	
	配置予定技術者の能力に対する内容	5	1	
(2) 駐車台数の評価	駐車台数に対する評価	5	5	25
(3) 立体駐車場の構造に関する提案	要求水準に対する内容	5	3	90
	ユニバーサルデザインに対する内容	5	3	
	駐車場管制設備に対する内容	5	3	
	防犯、安全設備に対する内容	5	3	
	近隣環境（日影等）への配慮に対する内容	5	3	
	外観に対する内容	5	3	
(4) 工程に関する提案	工程の妥当性に対する内容	5	3	45
	工期の短縮に対する内容	5	3	
	安全対策に対する内容	5	3	
(5) 動線に関する提案	自動車動線に対する内容	5	5	100
	歩行者動線に対する内容	5	5	
	各施設との動線に対する内容	5	5	
	案内表示に対する内容	5	5	
(6) 周辺対策に関する提案	周辺交通（渋滞緩和等）に対する内容	5	5	40
	工事中の安全対策、騒音、振動、粉塵などに対する内容	5	3	
(7) 独自提案	来庁者や職員が利用しやすくなるよう企画力や創造性があり、創意工夫をこらした提案となっているか	5	5	25
(8) 提案価格の評価	$40 - \{(当該提案者の提案価格 - 全提案者の最低提案価格) / 1000\text{万円}\}$			40
(9) 入札参加資格	共同企業体のうち、宮崎県内に本社がある企業（以下「県内構成員」とする。）が1者以上（3者JVは2者、4者JVは3者）の場合は加点。ただし、県内構成員の出資比率の合計割合が50%を超える場合に限る。			20
合計				400

評価の着目点

※的確性：与条件との整合性が取れているか等

※創意性：工学的知見に基づく創意工夫がされているか等

※実現性：提案内容が理論的に裏付けられており、説得力があるか等

[評価基準]

5：標準より非常に優れている　4：標準より優れている　3：標準的
2：標準よりもやや劣る　1：標準より劣る

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受注候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、見積額がより低い者を受注候補者、又は次順位者として決定する。
- (4) 参加者が1者だけの場合、各選定委員の評価点数が最低基準点である200点（満点400点×5割）以上となった者が半数以上を超え、かつ、選定委員の半数以上が採用に合意していることを要件として、その参加者を受注候補者として決定する。